守秘義務に関する誓約書

令和　年　月　日

大阪市水道事業管理者　様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　㊞

当社は、「大阪市水道基幹管路耐震化ＰＦＩ事業実施方針」（令和４年11月）で示された事業（以下「本事業」といいます。）への理解を深め、参画の検討を行うことを目的（以下「本目的」といいます。）として、本事業への関心表明書及び本誓約書を提出した者にのみ配付される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の配付を受けることを希望します。守秘義務対象資料の配付を受けるにあたっては、次の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配付を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、市から配付を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し貸与しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により貸与の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市の業務上重要な情報であり、これが第三者に貸与された場合には、市の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第6条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、また当社が本事業の実施に係る入札を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第５条（損害賠償義務）

本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者に生じた損害を賠償することを約束します。

第６条（印刷物等の破棄等）

１　守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、破棄義務の遵守に関する報告書の提出期日までに（又は本書の違反等により市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。

２　前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。